

平成 17 年 8 月 23 日

京都市長 桝本 頼兼 様

京都市消費者保護審議会

会 長 野村 秀和

答 申

平成 17 年 3 月 28 日付けで、諮問のありました「複雑・多様化，広域化する現在の消費者被害に対応した，不当取引を定める規則の見直し等」について，下記のとおり答申します。

記

1 規則に盛り込むべき不適正な取引行為（結論）

規則に盛り込むべき不適正な取引行為（以下「不適正行為」という。）は，別表のとおりである。

別表では，63 項目の不適正行為（京都市消費生活条例第 20 条第 1 号関係 36 項目，第 2 号関係 8 項目，第 3 号関係 8 項目，第 4 号関係 2 項目，第 5 号関係 9 項目）を掲げており，そのうち，30 項目（第 1 号関係 15 項目，第 2 号関係 3 項目，第 3 号関係 5 項目，第 4 号関係 1 項目，第 5 号関係 6 項目）を新たに盛り込んだ。

項目数が大幅に増加したため，別表では，わかりやすさの観点から，それぞれの不適正行為に見出しを付けた。また，第 1 号関係，第 2 号関係には行為の性格に着目した中分類を施した。

なお，別表には参考のため，不適正行為に対応する相談事例を付した。

2 検討の経過

(1) 背景

京都市消費者保護条例第9条第2号の不当取引を定める規則（以下「現行規則」という。）は、平成3年の条例改正で不当取引に関する規定が新たに設けられたのに伴い、4類型39項目からなる規則として制定された。

現行規則制定から今日に至るまでの間、規制緩和や国際化・高度情報化の進展等をはじめ社会経済状況が大きく変化する中で、消費者を取り巻く環境や消費者被害も複雑かつ多様化しており、平成15年度から京都市消費者保護条例を全面的に見直す作業を進め、平成17年3月、京都市消費生活条例として改正公布されたところである。

一方、法整備の面においても、平成13年、消費者と事業者間のすべての契約を対象に契約の無効と取消について定めた「消費者契約法」が施行された。また、同年、訪問販売法が「特定商取引に関する法律」に改正され適用範囲が拡大されたとともに、今日まで必要に応じた改正が行われている。

(2) 検討の主眼

京都市消費者保護審議会（以下「審議会」という。）では、このような背景を踏まえ以下の点を基本に、規則に盛り込むべき不適正行為についての検討を行った。

ア 現行規則（資料1）の内容は、新しい規則にも引き続き盛り込むことを基本とし、今日時点での点検を行う。

イ 消費者契約法、特定商取引に関する法律等との整合を図る。

ウ 中間答申（京都市消費者保護条例に盛り込むべき基本的事項について（平成16年8月提出））に対するパブリックコメント（資料2）をできる限り反映させる。

エ 他都市（東京都、仙台市、大阪市、神戸市等）の規則（資料3）も参考にしていく。

なお、これらに併せて、それぞれの行為内容を明確にし、体系的な整理を行って列挙の順序を見直すとともに、消費者にも理解しやすい内容・構成となるように留意した。

(3) 審議

審議は、消費者苦情処理部会（以下「部会」という。）へ付託した後、同部会で専門的見地からの検討を行い、その後、全体審議を行った。

ア 全体審議（３月２８日）

市長からの諮問を受け，部会へ付託した。

イ 第１回部会審議（４月２７日）

現行規則，パブリックコメント，他都市の先進規定等をもとに，京都市消費生活条例第２０条第１号から第５号の行為類型ごとに不適正行為を分類し，内容確認を中心にした意見交換を行った。

ウ 第２回部会審議（５月３０日）

不適正行為の内容に沿って分類を再編するとともに，最近の相談事例を参考に，個々の不適正行為についての意見の摺合せを図った。

エ 第３回部会審議（６月２７日）

第２回審議で検討課題となった不適正行為について最終調整を行い，部会としての考えをまとめた。

オ 全体審議（７月２９日）

部会検討結果をもとに，審議を行い，答申をまとめるに至った。

（４）審議での意見

委員から出された主な意見は，以下のとおりであり，これらは答申に反映されている。

- ・ 市民にわかりやすいものにするため，不適正行為を類型化し，見出しを付ける必要がある。
- ・ 法令で規制されている行為であっても，私法上の効果ではなく行政上の規制目的の観点から，不適正行為に盛り込むべきである。
- ・ 不招請勧誘を不適正行為に盛り込む場合は，どのような勧誘を不当な行為として規制するのか適切に限定する必要がある。
- ・ 不当な専属管轄の特約に類するものとして，不当な仲裁契約も加えるべきである。
- ・ 過量販売，次々販売の場合，複数事業者による事例もあるため，表現上の工夫が必要である。
- ・ 異常高額契約を不適正行為に盛り込む必要性は理解できるが，価格の高低を理由に取引行為を不当だとすることは相当困難であるため，盛り込む上ではかなりの工夫が必要である。
- ・ 答申の中には，不適正行為に対応する相談事例を付すべきである。

3 補足

(1) 施行規則との一体化

現行規則は、施行規則から独立した形態をとることにより、不当取引行為に関する施行規則の明確化を図っていると推察されるが、本来的には条例と施行規則とは対の関係にあるべきであり、新たに盛り込むべき不適正行為については、施行規則に集約し、そのうえで別表扱いにすることが望ましい。

(2) 規則の市民への周知

審議会では、不適正行為の内容が消費者にわかりやすく、かつ、職員が使いやすいものとなることを念頭に置き、今回の答申をまとめた。京都市においては、答申内容を十分に踏まえ、規則の改正に当たるとともに、広く市民に周知することを要望する。

(3) 新たな悪質行為への速やかな対応

社会状況の動きは非常に早く、消費者を狙う新たな悪質行為は、今後も次々と生じることが予想される。京都市においては、これらの行為に対して、規則の柔軟な運用等により、時機を逸せずに適切に対処されるよう要望する。